

米国関税措置を受けた酒類業者に対する各種支援

項番は「米国関税措置を受けた緊急支援パッケージ」（令和7年4月25日米国の関税措置に関する総合対策本部決定）に対応

（１）相談体制の整備

国税庁及び全国12の国税局・国税事務所からなるネットワークと、平時からの酒類業者との関係を生かし、

- 米国への輸出に取り組む全国の酒類業者にヒアリングを実施したほか、酒類業者から寄せられる相談に随時、きめ細かく対応。
- 売上に占める対米輸出割合が高い業者もあり、経営状況を注視すべく、継続的にヒアリングを実施
- 酒類業者が直面する課題を詳細に把握し各種施策に反映させることで、ニーズに応じた支援の提供を実現

（２）影響を受ける企業への資金繰りをはじめとした支援の強化

- 資金繰り支援について、酒類業者に対し政策金融の周知広報を実施

（３）雇用維持と人材育成

- 酒類業者に対し、雇用調整助成金等の各種支援制度について情報提供を実施

（４）国内消費喚起策の強化と国民の暮らしの下支え

- 昨年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、訪日外国人に対してもその魅力を訴求し、新たなファンを開拓すべく、2025大阪・関西万博の機会等も活用し認知度向上の取組を推進
- 酒造用原料米価格高騰に関し、全国の地方公共団体に対して「『重点支援地方交付金』による『原料米等価格の高騰に伴い影響を受ける酒蔵等への支援』の再度のお願いについて（事務連絡）」を発出（4月23日）

（５）産業構造の転換と競争力強化

【酒類業振興支援事業費補助金】

- 今般の関税措置による影響を受けた事業者が行う経営の効率化や商品の高付加価値化等の取組について、優先採択を実施予定

【輸出先多角化支援】

- 展示会・商談会事業において、事業者からの出展希望が多数寄せられた国・地域では柔軟に出展枠を拡大
- 「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」事業を活用した製造者と輸出卸のマッチング支援を推進
- 本コンソーシアムにおいて、輸出先多角化に向けたセミナーの拡充を検討
- 現在16か国・地域に配置され現地進出支援を担う酒類輸出コーディネーターについて、追加配置に向け検討